年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
5	北部農林水産事務所	R5.7.14	中ノ庄第二排水機場施設改修工事実施設計業務委託	除塵設備整備設計業務　N=１式	1	R5.7.14	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	1,325,500	1,210,000	三重県土地改良事業団体連合会は土地改良法第111 条の3 により規定された公益法人であり、同法第111 条の4 第1 項により「営利を目的としないこと」が要件とされており、一般コンサルタントで設計積算を行うより経済的で、過去に排水機場の機能診断業務を行った独自の資料、図面等により調査等に係る歩掛の係数を減ずることができることから「その性質又は目的が入札に適さないもの」と判断し地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第2 号により、三重県土地改良事業団体連合会と随意契約した。	無	
5	北部農林水産事務所	R5.10.16	中ノ庄第二排水機場除塵設備改修工事	除塵機改修工 N=１式 ベルトコンベア改修工 N=１式	1	R5.10.20	宇野重工株式会社	松阪市大津町1607番地の1	19,703,200	18,700,000	本工事は、除塵設備の改修を行うものであり、既存設備の構造及び機能を熟知し既存設備との適合した機器部品等を特定すること、その機器等の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となります。 宇野重工株式会社はこれまで当該設備全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、除塵設備の改修に確実な対応が可能である唯一の事業者であります。 また、施工完了後の維持管理についても既存設備と一括してメンテナンス管理が出来ることから責任の所在の明確化が図れます。 以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により宇野重工株式会社との随意契約をした。	有	
5	北部農林水産事務所	R5.11.16	中ノ庄第二排水機場電源設備改修工事	直流電源装置盤蓄電池改修工　N=１式 位相制御ユニット交換 N=１式	1	R5.11.21	昱耕機株式会社三重営業所	四日市市諏訪栄町1番1号	5,135,900	4,730,000	本工事は、電源設備の改修を行うものであり、既存設備の構造及び機能を熟知し既存設備との適合した機器部品等を特定すること、その機器部品等の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となります。 昱耕機株式会社三重営業所はこれまで当該設備全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることから、電源設備の改修に確実な対応が可能である唯一の事業者であります。 また、施工完了後の維持管理についても既存設備と一括してメンテナンス管理が出来ることから責任の所在の明確化が図れます。 以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により昱耕機株式会社三重営業所との随意契約をした。	有	